

太田市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、太田市の武力攻撃事態等における国民保護法第158条第1項の特殊標章（以下「特殊標章」という。）及び同項の身分証明書（以下「身分証明書」という。）の交付に関する基準、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(特殊標章等)

第2条 特殊標章は、腕章、帽章、旗及び車両章とし、その表示及び制式については、別表のとおりとする。

2 身分証明書の様式は、様式第1号とする。

3 前2項に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」の定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う次に掲げる者とする。

(1) 市の職員（消防長の所轄の職員を除く。）

(2) 消防団長及び消防団員

(3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対しては、必要に応じ、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）（以下「台帳」という。）に登録した上で、特殊標章等を交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対しては、原則として、当該者から特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）により交付の申請があり、その内容を適正と認めるときに限り、台帳に登録した上で、特殊標章等を交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、平時において、第3条第1号及び第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し市長が必要と認める者に対し、特殊標章のうち、腕章及び帽章又はそのいずれか（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、武力攻撃事態等において、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項で掲げる者を除く。）並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所又は車両等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに、特殊標章のうち、旗又は車両章（以下「旗等」という。）を交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要すると認めるときは、第3条第3号及び第4号に掲げる者に対し、申請によることなく特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の規定により特殊標章を交付した場合において、市長は、必要と認めるときに、当該特殊標章を交付した者に対してその返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により特殊標章の再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者及び同条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(様式第5号)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により身分証明書の再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損し、又は破損した身分証明書を返納しなければならない。

(身分証明書の有効期間等)

第13条 身分証明書は、その交付を受けた者が交付対象者でなくなるときまで有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 市長は、特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 特殊標章等の交付を受けた者は、交付対象者でなくなったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民

保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付し、又は貸与する者に対し、必要な機会を捉え、特殊標章等の意義並びにその使用方法及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(事務の所管)

第18条 特殊標章等に関する事務は、総務部危機管理室において処理するものとする。

(その他)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。